介護保険の手続きにマイナンバー（個人番号）が必要となります

平成28年１月からマイナンバー（個人番号）の利用開始に伴い、次の手続きにおいて、申請書や届出書にマイナンバー（個人番号）の記載と本人確認が必要となります。

**＊＊＊　マイナンバーの記載が必要となる主な書類　＊＊＊**

**◎　要介護認定・要支援認定（新規・更新・区分変更）申請書**

**◎　高額介護（介護予防）サービス費支給申請書**

**◎　介護保険被保険者証再交付申請書**

**◎　介護保険負担額限度額認定申請書　　　　　　　　　　　　など**

**＊＊＊　窓口での本人確認について　　＊＊＊**

マイナンバーをご記入いただく手続きには、他人のなりすましなどを防止するため、以下のとおり本人確認を行います。

※個人番号カード（顔写真付き）をお持ちの方は、１枚で番号の確認と身元の確認ができます。

個人番号カードをお持ちでない場合は、

下記の表の本人確認書類をお持ちください。

1. 番号の確認（番号が正しいことの確認）
2. 身元の確認（窓口に来られた方の身元の確認）
3. 委任状の確認（代理権があることの確認）

※委任状は、本人以外の方が申請する場合に必要です。

表１　本人が申請する場合の本人確認書類

|  |  |
| --- | --- |
| 番号確認 | 身元確認 |
| ＜いずれか一点を確認＞・個人番号の通知カード・個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 | ＜いずれか一点を確認＞・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 | ＜①～③のうち二点を確認＞①医療、介護保険者証②公的機関から発行された受給者証等③官公署から発行された文書（氏名、生年月日または住所の記載があるもの） |

表２　代理人が申請する場合の本人確認書類

|  |  |
| --- | --- |
| 本人の番号確認 | 代理人の身元確認 |
| ＜いずれか一点を確認＞・個人番号の通知カード・個人番号が記載された住民票　の写し・住民票記載事項証明書 | ＜いずれか一点を確認＞・個人番号カード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 | ＜①～③のうち二点を確認＞①医療、介護保険者証②公的機関から交付された受給者証等③官公署から発行された文書（氏名、生年月日または住所の記載があるもの） |